

第8回地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会

1 日時：令和3年12月3日（金）10：00～12：00

2 開催形式：オンライン開催

○神森保育課課長補佐 定刻を超過いたしましたけれども、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより第8回「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」を開催いたします。

構成員の出欠でございますが、古賀構成員、高谷構成員が遅れて参加されるというふうに承知してございます。

事務局でございますけれども、局長の橋本、審議官の川又、総務課長の小澤が本日所用により欠席となっております。また、保育課長の林は所用により遅れての参加となります。

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。配付資料は、議事次第、資料1「取りまとめ（案）」、別紙といたしまして「児童にわいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化に関する具体的な措置（案）」、資料2といたしまして「参考資料集」、資料3「構成員提出資料」、参考資料「検討会開催要綱」。別紙も含めまして計6点となっております。不備がございましたらお申しつけください。

本日もオンラインでの開催とさせていただいておりますので、進行中に通信状況等の不具合によりまして音声途切れる場合等がございましたら、遠慮なくその旨を発言いただくか、手を挙げるなどによりお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。

また、御発言いただいている時間につきましては、マイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。

それでは、議題に移ります。倉石座長、よろしくお願いいたします。

○倉石座長 皆様、おはようございます。年末のお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、議題のほうに移らせていただきます。本日は、前回の取りまとめ素案の議論を踏まえて、最終の取りまとめに向けた御議論をいただければと存じております。

それでは、まず事務局より資料1から3について御説明をお願いいたします。

○神森保育課課長補佐 事務局でございます。

それでは、報道陣の皆様におかれましては、ここまでとさせていただきますので、御退室のほうをよろしくお願いいたします。

（報道関係者退室）

○神森保育課課長補佐 まず資料1につきまして御説明を申し上げます。取りまとめ（案）でございます。前回取りまとめの素案という形で事務局より御提示させていただきましたが、それに対しまして様々な御議論、御意見をいただいたところでございます。そうしたことを踏まえまして、前回からの変更点を赤字にしております。今回は赤字、修正した箇所を中心に御説明をさせていただきたいと考えてございます。

2 ページ目「はじめに」の上から3つ目のポツでございます。こちらは、いかにして保育を提供し続けていくことができるのかということが大きな課題になっておるといところを記載してございましたが、そのために重要な役割を果たす保育所を地域社会のために欠かせない社会インフラとしてどのように維持していくのかという点につきまして、具体的、明確的に書いたという修正でございます。

次のポツでございます。「0～2歳児を中心として、いわゆる『未就園児』」というところでございます。3～5歳児においても未就園児はいるというところでございます、0～2歳が多いわけでございますけれども、3～5歳もいるというところで、「中心として」という記載にしてございます。

次は、「保育・教育・子育てをどのように担い」といったところでございましたが、子育て支援が適切ではなからうかという御指摘をいただきました。「支援」という形で記載してございます。

次のポツでございます。時間軸的にも面としての支援というところで、時間的な要素が入るので、立体的という言葉ではないかというところでございます。ここは「『面』としての支援を継続的に」というところで、時間的な要素を記載してございます。

次のところでございます。「特に0～2歳児を含めた乳幼児」というところでございます、今般、特に未就園児の方々が0～2歳で多いというところを捉まえて「0～2歳児の」というふうに書いてございましたが、当然ながら保育につきましては、3～5歳も含めたプロフェッショナルであるというところでございます、「含めた乳幼児」という記載をしてございます。

それから、少し前後してしまい恐縮でございますが、一番下の脚注のところでございます。人口減少地域の定義という形での記載でございますが、人口減少地域とは、人口が市区町村全域で減少している場合とか、あるいは一部の地区のみで減少している場合を含むということを書いてございます。

続きまして、3ページの最後のところでございます。また、これらの取組に当たりまして、市区町村という役割、本文のほうでも市区町村に関する役割について、縷々記載してございますが、都道府県についても情報提供、事例の共有、助言・支援、こういったことを行うことが重要であるといったところで、都道府県の役割について言及をしているというところでございます。

続きまして、4ページ「人口減少地域における」というところでございます。最初の「はじめに」のところ追加したような修正でございますが、「維持をしていく上で欠かせない」といったところの記載をしてございます。

さらに次のところでございますが、「公立保育所の位置付けも含め、地域の全ての公私立保育所」ということでありまして、もともと公立のというところ書いておりましたが、当然私立も含む趣旨で記載しておりましたが、「私立」というワード自体は書いておりませんでしたので、明示化しているという趣旨でございます。

次のところがございますが、市町村におきまして計画性を持って保育の提供体制を構築するといった文脈でございますけれども、地方版子ども・子育て会議での議論というところで、こういったものも活用しながらということで記載をしているというところがございます。

少し飛びまして、「これらの仕組みについて」のポツでございます。こちらは事例の収集ということで、公私連携型保育所ですとか社会福祉連携推進法人に関する事例収集に関する記載のところがございますが、公私連携型の実施先についていろいろ議論をいただきました。単に活用したというケースにのみならず、プロセス、どういうふうを選定したのかといったところについても、何らかで把握あるいは示していくということを踏まえて記載してございます。

ii) 多機能化のところがございますが、こちらは多機能化に対するメッセージといえますか、そういったところをもう少し強く出すべきではないかというところがございます。 「多様な保育ニーズへの対応などを担うことで、保育所を多機能化して、地域の子育て支援の中核的機関とすることについても真剣に検討すべき時期に来ている」といったところがございます。こちらは地域によってはという前提ではございますが、こういったものも選択肢として検討するような状況に来ているというところではなかろうかというところの記載でございます。

5 ページを御覧ください。こちら多機能化に関する実践に関して、その情報収集、事例収集といったところがございますけれども、地域支援の多機能化の形態といたしまして、児童発達支援とか子ども食堂といった他の分野に関する連携についても記載しておったところですが、地域子育て支援拠点事業、あるいは利用者支援事業といったところの併設についても、当然そういったものとして考えられるというところでもありますので、明確化をしているという趣旨でございます。

続きまして、②の中長期的な取組のところがございます。公定価格のところがございますが、公定価格に関する見直しといったところでどうしても財源に関するものがございませんので、①に記載しておりませんが、早期実現に向けて進めていくべきであるといったところで、御指摘を踏まえた修正をしているというところがございます。

また、人口減少が著しい地域に特化した形での新しい支援といったところがございますが、こちら早期に着手をすべきという御意見をいただいております。そうした中で、現在令和3年度に実施している人口減少地域に関する調査研究、こちらは開先生、石井先生にも御尽力いただいておりますが、そうした研究を通じまして把握される保育所等の支援ニーズに関しても参考にするというところで、早期に着手するというところを具体的に記載しているというところがございます。

6 ページ「他者とともに過ごし遊ぶことにより」というところは、「他人」と記載しておりましたけれども、「他者」というふうに保育所保育指針との整合性を取るという修正をしてございます。

「また」のところでございますが、一時預かりに関する登録制度に関するような記載のところでございますが、利用者、事業者相互の理解というものを担保するというので、例示といたしまして、一時預かり事業と併設又は連携が行われている地域子育て支援拠点の利用、相談支援を受けることといった形でも双方の理解が進むということで、こういった記載を書いております。

「さらに」というところでございますが、一時預かりのICT化に関しまして、こちらは事業者単位ではなかなか取組を進めてもというところがございますので、「市区町村が中心になって」といったところの記載をしております。

続きまして、7ページ「例えば」のところでございます。医療的ケア児のところにつきまして、もともと含むようなイメージで記載しておったところですが、他の記載とのバランスを考えて明示化しているといったところがございます。

巡回支援に関しまして、障害児を特に対応するようなプロフェッショナルといたしまして、「看護師等」と記載してございましたが、例示について少し幅を持たせるような形で、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職」という形で列挙しているというところがございます。

外国籍の児童でございますけれども、加配職員について少し抽象的に書いているといった御指摘もございましたので、「例えば通訳や文化・慣習等に精通した方」といったところで、求められるニーズに応じた職員を適切に配置することができるような柔軟な仕組みにするということが必要ではないかということに記載しております。

「加えて」のところでございます。この文脈ではございませんでしたが、母子保健との連携といったところについて御指摘をいただいております。そうした中で、こうした発達支援を必要とするような児童への支援というところについても、母子との連携ということが必要であろうというところございまして、地域の医療機関や地方自治体の保健、福祉の担当部局との連携も考えられるというふうな記載をしております。

8ページでございます。こちらは中長期的な方向性に関するものということで、一時預かりに関するところがございます。一番最後のところ、名称等も含めて御指摘をいただいたところでございますけれども、抜本的な意見をいただいたというところで、ここは包括的な記載といたしまして、「『一時預かり事業』そのものの在り方についても検討すべき」という記載をしております。

続きまして、(3)地域支援のところでございます。地域支援につきましては、特に保育補助者、こうした方々を想定したというところもありますので、「保育士等」という形で明記をしているといったところがございます。

最初の丸でございますが、いわゆるエンパワーメント力というところにつきまして記載をしてほしいという御指摘がございました。そうした中で、地域支援に当たりましては、特に孤立した子育て世帯に寄り添い、必要に応じた助言等により各家庭の「子育て力」を高めることも含めた支援であるということの記載をしております。

3つ目のポツでございます。こうした地域支援につきましては多機能化を進めていくと
いったところで、「多機能化を進め」といった記載をしてございます。

また、かかりつけ相談機関としての重要な役割を担っていくことができるということに
加えまして、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、こうした併設・活用、既に進んでい
るところが多くございますけれども、こうしたものも含めてインセンティブ喚起をすべき
であるといったところの記載をしてございます。

また書きのところでございます。現場の職員の方々がなぜ地域支援をやらないといけな
いのか、なぜこれが私たちの仕事なのかといったところで御指摘ございました。そういつ
た観点から、保育の現場で働く職員が納得感を持って地域支援に取り組むことができるよ
う、こうした役割を保育所が担っていく趣旨、意義について発信していくことも重要であ
るというところの記載をしております。

続きまして、情報の提供に関するところでございます。また書きのところでございま
すが、情報提供に当たりまして、保育の情報だけでなく、いわゆる見える化といったところ
で、「子どもの年齢に応じた遊び方の紹介など保育士の有する保育技術を見える化するこ
とも含め」という記載をしてございます。

また、「ここdeサーチ」に関する記載をとございました。「『ここdeサーチ』について
も、更なる記載の充実について、市区町村とも協働しながら進める必要がある」という記
載をしてございます。

次の「さらに」のところでございます。かかりつけ相談機関、一時預かり、拠点事業な
ど、こうしたものにつきましては、まずは知っていただく必要があるといったところでご
ざいまして、母子の連携というところを御指摘いただいております。未就園児を養育す
るに当たりまして有効な取組につきましては、出産や子育てにかかる様々な機会といっ
たところ。現在も母子健康手帳におきまして一時預かり、任意記載事項でござい
ますが、そうしたところに記載があるところもございまして、こうしたところをしっかりと引
き続き周知を行い、制度に対する認知を促していくといったところの記載をしてござい
ます。

「相談・助言等については」というところでございます。こちらは少し明確化するよう
な形でございますけれども、先ほども申し上げたような保育所で拠点事業、あるいは利用
者支援事業、こうしたものを併設し、有効な取組を行っているという保育所が多くあると
いうことを承知しております。こうした方々につきましては事業として専門的に地域子育
て支援を実施しているといったところでございますので、そうした役割を記載してござい
ます。

続きまして、好事例とかいろんな事例に関するものについての記載のパーツでございま
す。もともと市区町村がその検討に資するようというところで、市区町村を特出しして記
載してございましたが、都道府県においてもという御指摘がございましたので、「都道府
県や市区町村」という形で記載をしてございます。

母子保健関係機関のところは、「母子保健施設」と書いてございましたが、明確化というところ、施設に限らないというところでありますので、「母子保健関係機関」という記載に変えております。

学校との連携という御指摘もございましたので、「学校を含む教育機関」というところで明示的に記載をしてございます。

10ページにつきましては、特に記載はございません。

11ページ、保育士の確保・資質向上に関するところでございます。保育士の確保方策といったところで、職場定着率につきまして、必ずしも高いとは言えないというところの記載をしておりました。何故なのかということを書くべきではないかという御指摘をいただいておりますので、給料が安い、仕事量が多いといったところが大きなネックになっているというところがございますので、記載をしているというところがございます。

続きまして、iiのところでございます。ノンコンタクトタイムのところの記載でございます。もともとノンコンタクトタイムの重要性、必要性につきましては、特段記載をせずに、確保すべきであるという形で書いておりましたが、ここをもう少し丁寧に記載してございます。保育の振り返り、日常の保育の記録、計画策定、教材の研究等に充てる観点から重要であるといったところ、その重要性についての記載をしております。

こういったものの確保が必要であるのでといったところで、ICTを活用した周辺業務の効率化、保育補助者や周辺業務を担う保育支援者の活用などによりましてその負担軽減を進めるといったところと、スペースの確保というところの記載をしてございます。

続きまして、12ページでございます。こちらはわいせつ保育士に関するところでございます。最後の「具体的には」というところでございますが、特に教員の議員立法が今年の通常国会で成立をしているというところを踏まえましての対応になるというところがございますので、「教員と同様の仕組みとして」というところを記載してございます。

また、「登録取消事由に児童にわいせつ行為を行った場合」といったところで記載しておりましたが、現状、わいせつ行為の中でも特に禁固刑とか児童福祉に関する罰金刑に該当すれば、当然取消しはされておりますので、今般の意図といたしましては、「刑事罰の有無にかかわらず」というところがポイントになりますので、そこを明示化しているといったところが修正の箇所でございます。

また、別紙参照というところで、この点につきましては多く照会をいただいたということもございまして、別紙という形で少し詳細に記載をしております。

別紙のほうを簡単に御説明いたしますので、別紙のほうを御参照いただけますでしょうか。別紙は「児童にわいせつ行為を行った保育士に関する資格管理の厳格化に関する具体的な措置」というところがございます。こちらにつきましては、第6回、保育士の資質の回でございますけれども、その際に事務局から御提出している資料の中に、今回マル1からマル4の取組について記載しておったところでありますが、今回取りまとめ案におきましては少し簡潔に書いていたところがございますけれども、少し具体的に記載したほうが

いいのではないかとこのところでございまして、基本的には第6回に出した資料に沿って記載をしているというところでございます。

マル1は保育士が登録を取り消された後の再登録禁止期間の延長といったところでございます。現状は再登録禁止期間、登録禁止期間につきまして、事由にかかわらず一律2年となつてございますが、これを教員との均衡を保つという観点から、登録期間については、禁固刑に処せられた場合については期限を設けないような形。それ以外の場合、罰金刑とか信用失墜による取消し、こういったものにつきましては2年から3年にするといったところの見直しを明確に書いてございます。

マル2につきましては、先ほど少し触れておりましたけれども、現行上もわいせつ行為につきましては禁固刑、児童福祉法に違反するような罰金刑につきましては、当然ながら登録を取り消しているというところでありますが、今般刑事罰の有無にかかわらず、児童にわいせつを行った場合につきましては、保育士の登録を取り消さなければならないようにするというところを記載しております。

マル3、児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の再登録を制限するための仕組みでございます。こちらは、その後の事情により再び登録を行うことが適当であると認められる場合に限り、再び保育士の登録を行うことができることとするというところでございまして、これも教員と同様の仕組みを導入してはどうかという記載。その際には、都道府県において新たに設置する審査会、あるいは既存の都道府県児童福祉審議会、これは児童福祉法に基づき設置をしているものでございますが、再登録の可否を審査して、その意見を踏まえて判断するといったところを創設してはどうかということに記載してございました。

裏のページを御覧いただければと思います。4番、児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報を把握する仕組みの創設といったところでございます。現行法上、児童へのわいせつ行為により登録を取り消された者の情報を集約し、把握するスキームはないというところでございますので、国においてデータベースを整備するなど、児童へのわいせつ行為を行った保育士の情報を保育士を雇用する者が把握できるような仕組みを構築するといったところの記載をしてございます。

別紙については以上でございます。

お手数ですけれども、もう一度取りまとめのほうにお戻りいただければと思います。13ページでございますが、今、申し上げたような内容につきましては、基本的には制度的な保育士の資格管理というところでございますので、再登録をどうやって防いでいくのかという観点からのものになってございますけれども、児童へのわいせつ行為については、当然ながら未然に防止する取組が必要であるというところ。さらには、こういった取組については、児童の人権を守るという観点からも必要であるといったところでの記載ということで、「人権を守るための取組」というところを記載してございます。

研修について御指摘いただいておりますが、保育士が単体で研修を受けるというより

は、保育所全体で、保育士だけではなくて、保育補助者の方も含めました全体としての研修の実施が望ましいのではないかという御指摘をいただいておりますので、その旨を記載させていただきます。

また書きのところでございます。こうしたわいせつ行為も含む不適切な保育といったところでございますが、昨年度、不適切な保育に関する対応というところで倉石座長にも御尽力いただきましたけれども、そうした調査研究を行っております。こうした中で手引等々も策定しておりますので、こうしたものも参考にいたしまして、不適切な保育の未然防止等について適切に対応していく必要があるという記載をさせていただきます。

続きまして、マル2、中長期的なところでございます。いわゆる処遇改善でございます。処遇改善につきましては、先日経済対策の中で決定された当面の措置といったものにつきまして、着実に実施していくというところを明記いたしました。こちらについても財源があるというところがございます、マル1のほうには記載をしておりませんでしたけれども、「できる限り早期に着実に実施することが必要である」と書かせていただいております。

「一方」のところでございますが、「地元出身者が地元の保育士養成校を卒業したとしても、都市部に就職先を求めるケース」とのみ記載してございましたが、そもそも養成校に行く段階で都会のほうに出られるケースがあるという御指摘をいただきましたので、その旨の記載をしているというところでございます。

下から2つ目のポツ「上記のように」のところでございますが、人口減少地域での保育士の確保に向けた支援についても、さらに目配せをする必要があると記載しておりました。こちらにつきまして、「充実」という形で修正をしているというところでございます。

続きまして、14ページを御覧いただければと思います。「保育士の資質向上」としてございましたが、こちらは保育補助者の方々も含めという御指摘をいただきましたので、ここはタイトルとしては「保育士等」という形にさせていただきます。

3つ目のポツ、また書きのところでございます。いわゆる第三者評価についての記載の後でございますが、保育の質の向上を図るとともに、今後保育所がより地域に開かれたものになっていく上で、保護者や地域の多様な関係者、いわゆる関係者評価というところについての記載をしております。「多様な関係者が評価に関わり、保育所と対話を重ね互いに子どもや保育について様々な気づきを得ることや、理解を深め、地域に根ざした保育所としていくことも重要である」といったところを記載しているところでございます。

14ページの下から2つ目のところでございます。「保育士や保育補助者等も含め必要なる者に質向上のための研修等の機会が確保されるよう」というところで、保育補助者も含めるような形での記載にさせていただきます。

取りまとめ（案）につきまして、修正した箇所は以上でございます。

それから、坂本構成員よりデータ集という御指摘をいただいております。そうしたことを踏まえまして、資料2を今回策定しております。大部の資料になってしまいましたけ

れども、70ページほどございます。基本的にはこれまで事務局よりお出しした資料、それを多少修正したものもでございますが、そうしたものを記載しておりますので、説明は割愛させていただければと思っております。以前出した資料等につきましては、資料の左肩のほうに第何回事務局提出資料という形で記載してございますので、御承知おきいただければと思います。

事務局のほうからの説明は以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

事務局から取りまとめ（案）の提示をいただきました。本日はこの取りまとめ（案）について御意見をいただくことになっております。前回同様、皆様を順番に指名する形で、まずはお一人3分めどということで、時間の制限を設けるわけではございませんが、できるだけ御配慮いただきながら御発言いただいて、皆様からの御意見を踏まえて、さらに御意見がございましたら挙手をしていただいて、私から指名をさせていただいて、またそのときにも時間の配慮をいただきながら3分程度をめどに御発言をいただければと思います。

それでは、恐縮ですが、名簿順に私のほうから指名をさせていただきますので、御発言のほうをお願いいたします。

まずは石井構成員のほうから。いつも最初で申し訳ございませんが、お願いいたします。

○石井構成員 私のほうから2～3点です。まず、9ページの「ここdeサーチ」の情報提供の記述に関してです。2つ目の丸で「情報提供に当たっては」というところで、「保育所の情報提供だけでなく、子どもの年齢に応じた遊び方の紹介など保育士の有する保育技術が見える化する」というのがあって、僕は、「ここdeサーチ」に関しては、保育の中身を伝えていないのではないかというのを2回ぐらい前の検討会のときに発言させていただいたのですが、すごく堅苦しくて、この保育園はどんな保育を大事にしている、どんな保育をやっているのかという具体的な姿が見えないのが一つ課題かなと思っていました。

もう一つ、赤字で加わった文章は、遊び方の紹介というふうなところが保育士の有する保育技術。つまり、手遊びとか、こういう遊びがあるよみたいなものが保育技術と誤解されないかなと。それだけではないということ。記述の仕方だと思うのですが、問題かなと思います。

だから、ここに込めていただけるならば、中身が見えないので、より保育の内容を明示化してほしいというところと、保育士の有する保育技術が遊び方の紹介になってしまうとあれなので、むしろ厚生労働省の子ども中心に保育の実践の事例集とか、自己評価のハンドブックとかガイドラインとかにそこがリンクできて、「ここdeサーチ」のトップページで見られるような、保育というのはこういうふうに見ていくのだよというところの情報提供が必要なかなと思いました。

さらに、14ページの第三者評価のところの上から4つ目の丸になります。僕個人的には第三者評価の取組の効果が有効に発現していないと考えてはいるのですが、必ずしもこうは言えないかなと。つまり、有効性を感じている現場もあるのかなと思ったので、必ずし

も有効に発現しているとは言えないとか、ちょっと弱めていただいたほうがいいかなと思
いました。

もう一つ、わいせつ行為のところ、この前、ある自治体の児童福祉関係の審議会で感
じたのですけれども、結局、児童養護とかあちらのほうに行くと、保育士だけでなくい
ろんな職種があるので、社会的養護の検討会とかの範疇になると思うのですが、継続して、
では、ほかの人たちはどうするの、どうなるのという議論を続けていただければと思いま
した。

以上3点です。終わります。

○倉石座長 ありがとうございます。いろいろ御意見をいただきまして、最後のところ
で事務局のほうで答えていただけることがあれば、また答えていただいたり、取りまとめ
については、最後御提案をさせていただきますけれども、今、御意見ということで。あり
がとうございました。

それでは、続いて、古賀構成員、間に合っていたらよかったです。では、古賀構
成員、お願いいたします。

○古賀構成員 授業の関係で遅れて失礼いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。
大変な取りまとめを短期間にさせていただいてありがとうございました。

私のほうは前回たくさん言わせていただきましたので、1点だけ確認させていただき
たいと思っております。わいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化というこ
とで、措置案が出されているのと、併せてこちらの検討会の取りまとめの12ページから13ペ
ージ辺りにかかるかと思いますが、このところで、この検討会を通して再就職後
についてのフォロー体制をどうするのかということについても発言をさせていただいており
ました。そこについて厳格化をするということとともに、今回再審査というか、再登録を
行うこともあるわけですね。なので、そういったことがあった後に、要は、再就職をした
保育士さんのフォローをどうするのかということ、その方の人権をどう守りつつ、仕
事を楽しむところまで行くのかということと、また、児童がきちんと守られる環境をどう
整備していくのかという辺りでバランスを取ってというか、どちらにも配慮したかなり難
しい専門性が問われる。主任、園長先生等の専門性も問われるところかと思しますので、
そこを各施設任せにするのではなく、担当課等との密接なフォロー体制をきちんと整備す
るなど、再就職後についても今後の検討に含めていただけたらと感じました。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

古賀先生、今の御発言のところは別紙のマル3のところと理解してよろしいですか。
別紙のマル3の一番最後に再登録の審査のところがあるのですけれども、ここに少し追加
ということよろしいでしょうか。

○古賀構成員 こちらに追加になるのか、13ページ、検討会の取りまとめのほうに含め
られるのかというのは、お任せしたいと思います。

○倉石座長 分かりました。ありがとうございました。

○古賀構成員 ありがとうございます。

○倉石座長 では、続きまして、坂崎構成員、お願いいたします。

○坂崎構成員 坂崎です。おはようございます。

前回、基本的なところにつきましては書いて提出をさせていただきました。本当にきちんとまとめていただきましてありがとうございました。

そのことを踏まえて、今日私のほうから資料を提出したわけですが、1点、「次の記載を追加して頂きたい、お願いします」ということで、皆様方に資料を出しております。記載場所については、もちろん厚労省のほうに一任いたしますが、やはり各論の課題を解決・実現するためにも、現行の配置基準と実態との検証・評価と見直しについて、検討する必要があるのではないかということについては、強く要望します。

少し説明をさせていただきます。配置基準は、公定価格本体に関わる事項でありますので、今後の保育所・保育士等の在り方を考えるときに避けては通れない重要な事項であると考えています。このことは同時に、このことで私たちの在り方に関する検討でありませんけれども、保育の質向上及び、例えば保育所保育指針における一人一人を鑑みることでありますし、そういう意味でも検討の必要性は必須だと考えています。

歴史的に考えてみても、保育所保育士の配置基準は、昭和37年度、皆様方御存じですが、中央児童福祉審議会の意見具申に対して、昭和44年から1歳以上は現行のままでありますし、0歳児は平成10年より現行の配置基準となっております。もう約30年間近くこの形でありますし、4～5歳児に関しては昭和23年度より改善されておられません。

私が入っています日本保育協会の北海道・東北ブロック8支部において、昨年からは少子化や過疎地を検討する過疎地域保育対策検討委員会においても、最も改善が必要な事項として取り上げられています。この件については北海道、東北ばかりでなくて、実は私のところにメール等で新潟、茨城、岐阜、大阪、広島、大分、熊本、各支部とか、個人を越えてたくさんの方々から同様の意見が私に送られています。

皆様御存じだと思いますけれども、12月1日の新聞報道でも3%の賃上げに対して、逆に保育士定数の改善が強く求められている実態があります。ぜひとも地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会のまとめとして、現行の配置基準と実態との検証・評価と見直しについて検討する記載を要望したいと思います。倉石先生、申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

確認ですけれども、坂崎構成員のほうからは、この記載箇所については一任という理解でよろしいでしょうか。

○坂崎構成員 はい。よろしくお願いいたします。

○倉石座長 分かりました。ありがとうございました。

それでは、続きまして、坂本構成員、お願いいたします。

○坂本構成員 取りまとめ（案）を拝見して、いろいろ意見させていただいたことが反映されているなど確認させていただきました。ありがとうございます。

全体的な印象ですが、「情報収集」とか「検討」とか「調査」という言葉が多岐にわたって記載されています。今までも様々な調査をされてきたと思いますが、調査結果をどう反映させていくのかというプロセスが若干目詰まりしているのではないのでしょうか。現場や地域に好影響を与えられていない状況が、長年続いてきているように思います。

調査によって明らかになったことを、国から都道府県、市区町村、事業者とリリースされていくプロセス、プランというものもしっかり検討していかないと、調査でいろんなことが分かったけれども、現場は一向に変わらない状態では、私たちは何をやっているのか、ということにもなるかと思えます。細かなところに目配せして提言がされていると思えますので、その結果をどういうふうに活かしていくのか。現場の一人一人の先生方だけではなくて、世論形成というものも含めて、しっかりとプランを立てていくことが重要だと考えます。

そういう意味では、業界の大小様々な団体があろうかと思えますけれども、そういったところが一丸となって、この保育の問題は日本社会の足元と将来的な大きな問題と共有し、アクションしていく動きをつくっていくことがないと、足踏みした状態が続いていくのではないかなと心配しております。

最後に、細かなことですが、1点、取りまとめ（案）の5ページのマル2「中長期的な課題として検討すべきもの」のiのところの最後の行です。ここだけ「こうした取組を進めるためのインセンティブについても合わせていくこととしてはどうか」ということで、「どうか」という終わりになっていて、ほかとの違和感を覚えましたので、細かなことですが、気づいた点を1点添えて私のコメントとしたいと思えます。

ありがとうございます。

○倉石座長 坂本構成員、ありがとうございました。2点目のところはとても具体的で分かりやすい。修正可能だと思いますが、最初の部分は研修体制のところになりますか。保育士の資質向上とか、その辺りに一文加えるとか、そういうことになりますか。

○坂本構成員 そうですね。それはぜひお願いしたいと思います。細かなテーマでの研修というのはたくさんやられていると思うのですがけれども、自分たちの仕事の重要性や、これからの社会を担っていく子どもたちにとってとても大切なのだということと、いろんな問題もあるけれども、そこを共有していくという研修の機会はとても大事なかなと思います。

○倉石座長 分かりました。ありがとうございます。またそこを踏まえて事務局のほうと考えさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、高谷構成員、お願いいたします。

○高谷構成員 先ほどはすみません。ウェブトラブルで入り遅れましたこと、申し訳ございません。おわびを申し上げます。

今回まとめていただいて、全体の方向性としては非常にいいものがまとまったのではないかなと個人的には思っております。ただ、公定価格の部分など、制度的な具体的な記述まではこの場ではなかなか難しいと思いますが、その中では今後非常に期待の持てる内容になったのではないかなと思っております。

1点、5ページ、我々運営側では公定価格のほうの再検討を非常に意識をしているところであります。中長期的な課題とまとめられた部分で若干不安視をしておったのですが、「早期実現に向けて」という記述が入ったということで、その辺りは意識していただけたのかなと思います。

特に人口減少地域という中では、離島ですね。私も数回前のこの検討会で申し上げさせていただいたのですが、年度途中で廃園せざるを得ないという現実が既に起こっております。ある県では20人以下の実員の園が数十あるという状況を聞いております。この部分、早急をお願いしたいことと、5ページ「人口減少が著しい地域に特化した」というところの前に「離島など」とか、そういう記載を書いただければ非常にありがたいなと思います。子育て機能がなくなり、若年層の住みにくい地域をつくらないように、ぜひぜひお願いしたいと思います。

この場で申し上げるのは申し上げにくい部分もあるのですが、具体的になってしまうのですが、利用定員の細分化、見直しについて、認可保育所の定員の20人を実際の園児が下回るような場合の対応です。現在の制度では小規模保育事業という事業として存続するという選択の可能性があるのですが、この制度は主に待機児童解消のため、0～2歳での限定という形で始められた事業であって、5歳児までのフルスペックという形での認可保育所ではありません。人口減少地域では連携する保育所等もなかなか見つからないという現状もあります。認可保育所における20名以下の定員区分をぜひ設けていただいて、人口減少地域の保育所でも認可園として継続できる、持続可能な制度の構築も今後お願いしたいと思います。

また、今、施設のアンケートがそれぞれ自治体でまとめられて集約されると思うのですが、その内容も踏まえて具体的に実現をしていただけたらと思っております。

最後に人材確保についてです。非常に処遇が低いという保育士のマイナスイメージがどうも定着してしまったようで、我々団体としてもその処遇の改善のためにそういう形での発言をしてきたのですが、これからは生涯働ける魅力ある職であるという、就職希望者の子どもの頃からの夢を現実化できる制度、仕組みをつくっていただきたいと思っております。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

高谷構成員、確認ですけれども、2点目で人口減少地域の地域保育事業のことをおっしゃられたのですが、箇所は具体的にございますか。

○高谷構成員 5ページのii)の一番下の丸「また、今後は、人口減少が著しい地域に特

化した形での新たな支援」のところ、ここに「離島など」という文言が入ればいいのかと思います。

○倉石座長 分かりました。離島、島嶼部という話も出ておりましたけれども、そういう言葉ですね。

○高谷構成員 そうですね。提案です。

○倉石座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、田中構成員、お願いいたします。

○田中構成員 高知県、田中です。

取りまとめ、ありがとうございました。意見も反映していただいていると思います。私からは特段この取りまとめ（案）についての意見はありません。

ただ、1点だけ。これはこの取りまとめが終わって、これに沿った取組が何か具体化されていく段階でのお願いです。ちょっと場違いなお話になるかもしれませんが、ぜひ幼稚園も可能なものについてはこの取りまとめの方向を意識していただければありがたいなと思っています。人口減少地域での小学校に上がる前のお子さんのための施設という点では共通する点が多いかと思います。公定価格の在り方しかり、地域の子育て支援という役割しかり。また、繰り返しお話をしていますが、本県は小規模な市町村が非常に多々ございます。34市町村のうち28は過疎地域です。そういうところで市町村も管内の保育所、幼稚園、認定こども園、1人で担当しているという実態もありまして、そういった意味での施設ごとに異なることでの煩雑さという実態もございます。

さらに、遠山構成員が幾度か指摘なされていますが、保護者さん、地域住民の方も我々ほどには施設類型の違いに意識されている実態ではありません。こうしたことを考えると、でき得れば施設類型によらず、人が減っていく中において、可能な点は共通した取組がなされていけばいいかなと思っています。ぜひこの点に意を用いていただければありがたいかなと思います。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございました。これは今後具体化していくときに対する包括的な御意見ということで受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、続きまして、遠山構成員、お願いいたします。

○遠山構成員 相模原市の遠山です。よろしくお願いいたします。

短期間にまとめていただきました厚労省の皆様、本当にありがとうございました。また、前回提案させていただいた内容も多く箇所で反映いただき、感謝申し上げます。

その上で改めて確認をしたいところがあります。2ページの3つ目の丸の5行目のところに初めて「保育所」という言葉が出てきます。4つ目の丸のところに「特に保育所等」ということで、ここで「等」が出てきます。多分ここ以外はほとんど「保育所」だと認識しているのですが、ここでは認可保育所等、恐らく保育所由来の認定こども園を含んでいるように見えるのですが、そもそもここで言う「保育所」の意義というのは何なの

かなど。保育所型の認定こども園もあつたり、あるいは幼稚園由来もありますけれども、幼保連携型の認定こども園とか、地域型保育事業とか、認可外保育施設とか、そこまで含めているのかどうかというのは、注釈を入れていただいたらどうかと思っています。前回人口減少地域についても注釈を入れていただきましたけれども、そこも御検討いただければと思っております。

2つ目は、4ページの1つ目の丸の7行目の「保育所における持続可能な保育提供体制について」というところでございます。先ほど田中委員からもお話がありましたが、市の立場では保育所だけでなく、認定こども園や幼稚園などもそれぞれの立場で公平に持続可能な提供体制をお願いしたいというのが市の立場でございます。保育所や幼稚園などの施設類型を整理するのであれば話は別ですが、今回そこまで踏み込んでおりません。

これは私の個人的な話ですけれども、コロナが落ち着いたので、10月、11月と相模原市内の保育所、認定こども園、認可外保育施設、幼稚園など54園、公立も私立も含めて見てきました。その中で児童数の減少といった部分では、本市でも特に幼稚園の状況が保育所よりも深刻だということを耳にしまして、実際に目の当たりにしてきたという状況もございます。今回も文部科学省の方がオブザーバーで参加しておりますが、今回のものとは別になりますけれども、幼稚園の在り方についても同様に検討が必要だと考えております。

また、その立場からしますと、保育所の在り方を検討しているから当然かもしれないのですが、「地方版子ども・子育て会議で議論するなど」という表現がありますけれども、この中で施設類型の中で保育所だけが存続するようなイメージに映らないかなと感じていまして、そういった面では、「保育所等」を入れていただくとか、そのようなことで御配慮いただけるとありがたいなと思っております。

最後に2点要望だけ。7ページの3つ目の丸の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し」。私は過去の会議で2回か3回発言していると思いますが、本市でも具体的に医療的ケア児の受入れのためにこの基準が見直されれば、具体的にここの保育所とここの児童発達支援で連携するという準備も今、進めていますので、ここの部分は改めて強くお願いしたいと思っております。

13ページの「更なる処遇改善」の部分では、自治体が支援しなくても済むような処遇改善をお願いできればと思っております。

最後に、各委員の皆様、様々な意見を伺いましてとても勉強になりました。感謝申し上げます。ありがとうございました。

○倉石座長 ありがとうございます

ございました。「保育所」「保育所等」の記載のところですね。これについては御指摘のように箇所に合わせて適当な文言に修正は可能か、また考えさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、開構成員、お願いいたします。

○開構成員 本当にお取りまとめ、ありがとうございます。

私からは3点お伝えしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

1点目は地域の中での保育所の役割ということで、4ページに多機能化の話が出ております。8ページにも出ておりますが、この書きぶりですと、人口減少地域、そしてその他の地域も含めまして一律多機能化するというふうにも読めるかなと思いますので、前も出ていたかと思ひますけれども、「地域の実情に応じて必要な機能を選択し」とか、「選択するなど多機能化して」といった文言にさせていただけますと、地域の実情に応じてといったようなところ、合わせてというふうになるかなと思いますので、ぜひ御検討よろしくお願ひいたします。

2点は保育士の専門性ということになります。3ページ等にも「保育士」だけではなくて、わざわざ「保育士等」と。もともと「保育士等」だったかなと思ひますが、保育士だけで地域の役割を担うのではないというのを明確化させていただいたのは大変ありがたかったなと思うのですが、その中で、先ほど石井構成員もおっしゃっておられました「ここdeサーチ」の話もありますし、情報を提供していくということがあったかなと思ひます。例えば9ページ、先ほどの情報提供。保育技術と言うと、石井先生もおっしゃいましたが、技術というのが少し見えやすい、分かりやすい技術という形になってしまうのかなと思ひますので、やはり子どもの育ちとか子育てに関して大切なことを見える化していくのだと。そういったことの情報提供していくということで位置づけていただけますといいのかなと。保育士は、生活として遊びの専門家や、子どもの育ち、子育て支援の専門家というところで、9ページと11ページに「保育技術を見える化」という言葉が出てくるのですけれども、そちらをぜひお願ひしたいということになります。

情報提供の対象ですが、11ページの丸の4つ目「保育技術を見える化し、地域住民等に」というところに、何回かお伝えしておりますが、「学校」といった視点をぜひ入れていただきたいなと思っております。「地域住民」の方と言うと、そちらは少し意識が薄いのかなと思ひますので、学校等における保育の在り方、家庭科の話は何回かしておりますけれども、そちらをぜひ入れていただけると大変ありがたいかなと思っております。

3点目は6ページと7ページになりますが、一時預かりのほうで名称のお話も先日しておりましたが、レスパイト、リフレッシュのための利用ということでいくと、ちょっと後ろめたさがあるということをお伝えしていたかと思ひます。もちろん、子育てに関しては保護者が第一義的責任ということ、それを支えていくということが周囲にはあるということなのですが、どこかにつながる。「最初につながる機会」と書いてはございますが、つながる権利といったようなこと。共に育てていくことができると。そういったところの文言をぜひ本文等に何か位置づけていただけますと、すごくいいのかなと。子どもにとってということはお書きいただきましてすごくありがたかったかなと思っております。

私からは以上になります。ありがとうございます。

○倉石座長 ありがとうございます。3点ですね。多機能化のところは、地域の実情に合わせて選択できるようにしていくということと、保育技術の見える化というところは、

書きようについてももう少し修正いただいたほうがいいのではないかと。あと、学校のことですね。繰り返し言っていたこと。それから一時預かり事業についての記載のところということで、受け止めさせていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、星構成員、お願いいたします。

○星構成員 北海道の星です。検討会でまとめていただいた内容につきましては、今まで議論された内容が的確にまとめられていると思います。担当者の方については、御苦労さまでございました。

その中で1点、過疎地域の代表という形をお願いしたいということでありまして、全体的なイメージの部分になるのですが、「はじめに」の部分でも記載がありますけれども、今まで都市部を中心とした政策が取られていたものを、今回人口減少地域も含めた政策にということで記載をされておりますが、まとめの全体を通して都市部と本町のような人口減少地域での対応について、地域の背景、人口規模等を踏まえた上で、幅を持たせた対応が必要であるということを経験的に、そのような考え方で表現できるのであれば、していただきたいと感じます。雑駁で本当にイメージ的な部分ですけれども、できればそういう形で表現ができればと感じております。

複数回検討会に参加させていただきまして、田舎の地域の自治体ですが、いろいろためになる情報、そして勉強させていただきました。本当にありがとうございました。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございました。最後のところは御意見、御要望になるかもしれませんが、「はじめに」のところにそういう記載ができれば。

○星構成員 もともとそのような記載はあるのですけれども、全体の表現の方法としてそういう方法が取ればなという私の勝手な考え方ですので、よろしく申し上げます。

○倉石座長 貴重な御意見をいただきありがとうございます。

それでは、続きまして、堀構成員、お願いいたします。

○堀構成員 皆様、おはようございます。堀でございます。

倉石先生をはじめ、事務局の皆様におかれましては、この短期間に的確にまとめていただきまして、本当にありがとうございます。今、皆様からもまた重要な御指摘をいただいたと感じているのですけれども、あらかじめ私のほうで読ませていただいて、御検討いただきたい点が2点ございます。

1点目は、具体的に言いますと9ページの丸の6、最後の段落「国は、都道府県や市区町村が」というところですが、そこになるのかどうかというところで、「都道府県、また、市町村の関係機関の連携を強く促すとともに」という記載を強調していただければと思っております。御検討いただきたいと思っております。

例えばこれまでも議論の中でありましたけれども、母子保健機関とか様々な統括センターなどとの連携が、子育て家庭を含めた保育所の支援を考えても急務だと考えています。

各部署で分かれるのではなくて、ここで連携を強く促すと。その後の記載については大変よく練られた記載だと思います。好事例などを参考に、よりよい形を検討していくということだったと思いますので、連携を強く促すということをひとつ御検討いただきたいということが1点目です。

2点目ですけれども、こちらは坂崎構成員のほうからもお話があった点です。議論の中でもありましたが、配置基準の見直しということがたびたび検討として出てはなくなりということがこの数十年出てきたと思います。現在、特に0、1、2歳の配置基準に関しては、公定価格の緩和などもございますけれども、配置基準の見直しの検討も始めていただきたいと思っています。

といいますのも、皆さん、大人がたくさんいる場を想定なさっていると思うのですが、そうではなくて、具体的には11ページのノンコンタクトタイムの確保を考えた上でも、例えば保育士の先生方の休暇の点、それからまたお昼の休息を取る点でも、担当保育士がいないということで、先生方はお休みができないという実態がありますので、詳しくは坂崎構成員のほうからお話があった点、何十年も変わっていない点や、具体的に様々なお話がありましたので割愛しますけれども、ぜひこの点についての検討を始めていただきたいことを考えております。

最後になりますが、本日遠山構成員がお話しなさったことは、私もとても大切だと思っております。保育所以外の施設等、都市部の幼稚園でも定員割れが加速しています。この間11月に入園審査が終わったところが多くあると思うのですが、大変厳しい状況であると伺っています。子どもが生活する場はどのような場でも変わらないということが我が国の理想の形と考えたときに、総合的にまずは私どもで提案し、それを広く広げていくということが併せて重要だと考えておりますので、どうぞ御検討いただければと思います。

私から以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。1点目の連携を強くという具体的な御意見をいただいたところは、9ページの下から2行目か3行目のところになりますでしょうか。

○堀構成員 9ページの丸で言うと6段落目の冒頭部分に入れていただいているのかと思っています。とはいえ、適切な位置がありましたら御検討いただければと思います。

○倉石座長 分かりました。「強く」という文言。あと、配置基準の見直し等々については、高谷構成員もおっしゃられたところなので、どこかにということを受け止めさせていただくということでもよろしいでしょうか。

○堀構成員 はい。お願いいたします。

○倉石座長 ありがとうございます。

それでは、最後になります。お待たせしました。森田構成員、お願いいたします。

○森田構成員 森田でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

これまで様々な意見を述べさせていただきましたが、このように大變的確にまとめてい

いただきましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございます。

その中で、前回お願いした点が2点ありましたが、5ページ、公定価格のところは、「早期実現に向けて」という文言が加筆されました。御配慮いただきましてありがとうございます。しかし、10ページの主任保育士専任加算については、そのままの記載になっておりますので、もし対応ができるならば、「早期実現」という文言の加筆をお願いできればと思います。

なかなか財源確保が困難であり、環境整備が整わないからということで、中長期的な検討課題に入っていると思いますが、環境が整い次第、速やかに改善いただけるようお願いを申し上げます。

そして、別紙として、わいせつ行為を行った保育士について具体的に出していただきました。これも大変分かりやすく、読みやすくなったと思います。

そのほかにつきましては、皆様と同じ意見ですし、特に坂崎構成員、高谷構成員とは、同じ現場からの構成員ということもあり、同じようなことを常々思っております。そうしたところも御配慮いただければと思います。

1点要望ですが、この文面の中に研修の必要性がいろいろ出てきます。こうしたところにつきまして、いわゆる職員の配置であったり、時間帯であったり、またウェブ研修を受けることができる環境であったり、研修を受けられる機会・体制というものを確保いただけるようお願いできればと思います。

この検討会で学ばせていただいたことをこれからの現場で生かさせていただければと思っていますので、感謝申し上げ、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○倉石座長 ありがとうございます。10ページの主任保育士加算のところが1つ具体的な御意見としてあるということと、最後の研修のところは要望でよろしいのですか。御意見。

○森田構成員 研修は要望で結構だと思います。これを書いていこうとすると大変な作業かと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○倉石座長 分かりました。もし微修正で可能なことがありましたら、またそこは考えさせていただくということで、こちらのほうで受け止めさせていただきます。

○森田構成員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○倉石座長 ありがとうございます。

構成員の皆様、時間の配慮をいただきありがとうございます。一通り御意見をいただきましたけれども、本日最後になりますので、今も御要望等いただいたところですが、ほかに追加の御意見、御要望がありましたら挙手をいただきまして、ぜひ御意見等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。よろしいですか。

では、今、一通り御意見をいただきましたことを最終の取りまとめ（案）に対する御意見という形で受け止めさせていただきたいと思っております。

前回いただいた御意見もありまして、これも事務局のほうでできる限り反映させていただいたということで、今も各構成員から御意見をいただいておりますが、大きな修正点、追加とかそういうことはないとも受け止めさせていただいておりますが、あとは本日いただいた御意見の反映を含めて、最終の取りまとめについては私のほうに一任いただいて、また事務局のほうでまとめさせていただくというふうを考えさせていただいておりますが、それでよろしいでしょうか。特に御意見ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局とも調整をさせていただいて最終的に取りまとめ、それを後日皆様にお送りさせていただくという流れにさせていただきたいと存じます。

また、近日中に開催予定の次回子ども・子育て会議についても、本日御議論いただいた取りまとめ（案）について報告されるということですので、この点も御承知おきいただきたいと思っております。

ということで、少し時間は余っておりますけれども、特に御意見ございませんようでしたら、皆様の貴重な時間ですので、ここで一旦取りまとめということさせていただきま

事務局のほう、いかかでしょう。よろしいでしょうか。

○神森保育課課長補佐 事務局であります。

いろいろな御意見をいただきましてありがとうございました。先ほどいただいた意見につきましては、また倉石座長とも御相談させていただきまして、極力反映できるような形で検討させていただきたいと思っております。

1点だけ補足をさせていただきますと、石井構成員より児童へのわいせつ行為の対策に関しまして、ほかの職種についてもという御指摘がございましたが、まさに社会的養育専門委員会のほうでもそういった御指摘をいただいております。また、政府としてもそういったことにつきまして検討しているというところでございますので、補足させていただきます。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

事務局の補足ですけれども、社会的養育のほうで児童指導員その他ということで、この点も今、わいせつ保育士のことから少し触発されるようにしていろいろ意見が出ているところですので、またそちらのほうも石井先生をはじめ、構成員の皆様も注視いただければと思います。ありがとうございます。

それでは、今日は少し時間が早いのですけれども、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。坂崎構成員は手を振っていただいているのですか。挙手ですね。

○坂崎構成員 倉石先生、今回のまとめについては私も非常に意義深いと思っております。しかし、今後のことで懸念することも1つあります。

○倉石座長 お願いいたします。

○坂崎構成員 平成27年からこの新制度になって、5年後の見直しがあつて、今、2年目だと思うのです。そうすると、これらの事業がある程度形になっていくというのは、また2～3年かけて話し合いになるのだと思いますし、またその後という、これら検討されたことが8年後とか、そういうことになりかねないことがございます。

先ほど高谷さんがお話をしているような離島とか、私のところもそうですが、10年後という、非常に厳しい地域がたくさんあるということ念頭として考えなければならないところもありますので、その点につきましては、座長様、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。終わりのところにすみません。

○倉石座長 ありがとうございます。その点は坂崎構成員からも御提案がありましたように、早期に実現というところと中長期というところで分類させていただいたというところもありますので、また改めて文言のほうも見直させていただいて、強調できるところがあればさせていただくというふうに受け止めさせていただきたいと思ひます。貴重な御意見ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

御協力いただきましてありがとうございます。

それでは、本日の議論はこれをもちまして終了とさせていただきます。

皆様には5月以降、多岐にわたる論点につきまして様々な角度から非常に有意義な御議論をいただきまして、誠にありがとうございます。厚生労働省においては検討会での議論を踏まえて着実に取りまとめをいただけるように、今、坂崎構成員からもございましたけれども、待たなしのところもございしますので、取組についてはぜひ積極的に進めていただきまうように強くお願ひをしたいと思いますと思ひしております。

それでは、最後に今後の進め方等について、事務局のほうから御説明をお願ひいたします。

○神森保育課課長補佐 事務局です。

本日、また5月以降、様々な御意見をいただきまして誠にありがとうございます。先ほど座長からございましたように、最初の取りまとめにつきましては座長に一任いただけるということでございましたので、検討会の開催につきましては、本日で最後とさせていただきます。

本日いただきました様々な意見といったものを踏まえまして、座長とも相談の上、できる限り早期に取りまとめをいたしまして皆様にお送りさせていただき、それから公表させていただくという段取りとさせていただきます。

最後に保育課長より一言申し上げさせていただきます。

○林保育課長 保育課長の林です。

本日は取りまとめに向けた議論ということで、様々な御意見をいただきましてありがとうございます。

今、申し上げていましたように、5月以降8回議論を重ねていただきまして、私は9月以降着任ということで、参加させていただきましたが、現場の実情を踏まえた非常に有意義な議論ができたのではないかと考えております。

また、取りまとめ（案）にありますように、これまでどうしても国の保育政策は待機児童解消ということが重要で、その重要性がなくなるわけではないのですが、こういった人口減少地域を中心とした地域で地域の保育、幼児教育というのをどう維持していくかということも重要な課題になってきているということで、大きく軸足が転換した、そのエポックメイキングな検討会の報告書になるのではないかと考えております。

今日構成員の方々からも御意見がありましたように、我々としてはこの検討会の報告書がスタートラインだと考えております。かなり御意見を取り入れさせていただいた結果、我々としても相当たくさん課題をここに書き込んだ提言が出来上がったと捉えております。御指摘いただいたように、検討会の報告だけでは何の意味もありませんので、ここに書かれた事柄をまた現場の地方自治体、都道府県、市町村、そして保育所等の皆様方の御協力もいただきながら、一步一步できることから実現していくことが重要でありますし、また、御指摘いただいたように、そうはいつでも事態はそんなに猶予がない状態の地域が多々あるということも、今回この検討会で御指摘いただいたとおりでございます。子ども政策もこども庁の設置に向けた議論などいろいろ動きのある時期でもありますので、我々としても時宜を捉えてしっかりと取組をしていきたいと考えております。

また、今日の御意見にもありましたように、この検討会自体の主たる対象は地域における保育所・保育士等の在り方ということで、保育所が主に念頭でございますけれども、保育所型認定こども園は当然として、幼保連携型認定こども園もほとんどのところが共通すると思っておりますし、地域における幼児関係施設の在り方という意味では、幼稚園についても地域においては一緒に取り組んでいかなければいけない状況でもありますし、また、文科省、内閣府もオブザーバーで参加していただいております。内容もしっかり見ていただいておりますので、この取りまとめの内容が十分参考になるのではないかと。まさにこども庁の議論もございますが、連携して引き続き一体的に取り組んでいきたいと考えております。

今後に向けて配置基準の話もありましたけれども、財源確保がされないとなかなか難しい部分もございますが、さはさりながら、現場でいろいろ工夫して取り組んでいただける部分もあると思っておりますし、我々としてもそういったものの実現に向けて、いろいろ情報収集や調査など、取りまとめに書いていることについて、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

検討会の構成員の皆様方、国の保育行政について引き続き御協力、また御指導いただくことをお願い申し上げまして、私からのこの会の取りまとめに向けた最後の議論ということで、御挨拶とさせていただきたいと思っております。8回にわたる議論、誠にありがとうございました。

○倉石座長 ありがとうございます。

それでは、最後に私のほうで締めくくらせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、本日の検討会、それからこの検討会につきましてはこれにて閉会とさせていただきます。構成員の皆様におかれましては貴重な時間を費やしていただきながら参加いただき、誠にありがとうございました。今後ともこの検討会の報告についてはぜひ注視いただければと思っております。

それでは、これで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。また今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。